



令和6年度 互助会 人間ドック補助金の取扱いについて

《対象経費・補助額上限》

人間ドック、付加健診の費用、同時に受診するオプション検査の費用を対象とします。
検査費用が補助額上限に満たない場合は実費を補助します。

区 分	補助額上限 (税込)
人間ドック・協会けんぽ付加健診※ ※生活習慣病予防健診（一般健診）に付加健診をプラスした場合の費用	40,000円
人間ドック・協会けんぽ付加健診から一般健診等に変更した場合 ※生活習慣病等予防健診（一般健診のみ）等、通常の健診に変更した場合の費用	5,282円

- 協会けんぽ付加健診は、令和6年度より40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳が対象となります。
- 脳ドック等の専門ドックを単独で受診する場合は補助対象外です。人間ドック（総合的な検査）との同時受診に限り補助対象とします。

《受診申込～補助金支払までの流れ》

① 健診機関への受診申込

事業主または会員個人が健診機関へ申し込んでください。

- ①健診機関 人間ドック、付加健診を実施する健診機関（県外の健診機関も可）
- ②受診期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

- 健診機関へは互助会会員であると伝える必要はありません。

② 健診機関への支払

事業主または会員個人が健診機関への支払いを行ってください。

- 補助金の送金まで一時立替払いをしていただきます。

③ 勤務先へ請求書等を提出

会員個人が支払いを行った場合は、受診料の請求書または領収書の写しを、勤務先の事業所に提出してください。

請求書 領収証

患者氏名 氏名 請求期間 (月数)

012345 勘定 種別 種

保険 保険外

保険外

保険外 保険(協会) 保険外
000円 000円 0000円
000円 000円 0000円
保険外合計 00,000円

貝本総合病院 (有) 限
〒690-0000 島根県松江市
TEL:0852-900-0000

「健診機関・受診者・受診日・受診料・人間ドックまたは付加健診であること」が記載されているか、必ず確認してください。



- 人間ドックまたは付加健診の費用であると判断出来ない場合は、補助金のお支払いが出来ません。
- 記載がない場合は、領収書に但し書きを入れてもらうか、ドックまたは付加健診の受診とわかる書類等を添えて提出してください。

④ 補助金の請求・支払

補助金の請求〈事業所→互助会〉毎月20日締切 最終締切日：令和7年4月4日（金）
補助金の支払〈互助会→事業所〉毎月末日支払 最終支払日：令和7年4月30日（水）

- 初回支払日は令和6年5月31日（金）です。（4月は令和5年度分最終支払月）

島根県民間社会福祉事業従事者互助会 事務局

島根県社会福祉協議会 総務企画部内

〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 TEL：0852-32-5970